

入札監理小委員会  
第573回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第573回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和2年3月27日（金）13：19～15：31

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 開会

### 2. 事業評価（案）の審議

- 宮内庁ネットワークシステムの運用管理支援業務（平成31年度開始）
- 警察庁の行政情報管理システム業務プログラム（ⅠとⅡ）開発及び保守業務
- 警察庁の事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務用プログラム開発及び保守業務
- 総合無線局監理システム運用技術支援等の請負（総務省）
- 業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務（独立行政法人大学入試センター）

### 3. 閉会

<出席者>

（委員）

井熊主査、関野副主査、大山専門委員、小尾専門委員

（宮内庁）

長官官房秘書課調査企画室 金子室長  
長官官房秘書課調査企画室 齋藤室長補佐  
長官官房秘書課調査企画室 本山情報係長  
長官官房秘書課調査企画室 大屋情報セキュリティ係長

（警察庁）

情報通信局情報管理課 末澤課長  
情報通信局情報管理課 米田課長補佐  
情報通信局情報管理課 溝江課長補佐  
情報通信局情報管理課 福士課長補佐

（総務省）

総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室 根本室長  
総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室 諏訪補佐

(独立行政法人大学入試センター)

事業部事業第三課 木村課長

(事務局)

足達参事官、小原参事官、飯村企画官

○井熊主査 それでは、ただいまから第573回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、「宮内庁ネットワークシステムの運用管理支援業務」の実施状況につきまして、宮内庁長官官房秘書課調査企画室、金子室長より、ご説明をお願いいたしたいと思います。

なお、ご説明は10分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○金子室長 ただいまご紹介にあずかりました、宮内庁秘書課調査企画室長の金子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、お手元の資料1、「宮内庁ネットワークシステムの運用管理支援業務の実施状況について」、ご説明をさせていただきます。

まず、1「事業の概要」の「業務内容」でございますけれども、運用管理手順書等の整備をはじめとしまして、システムの運用管理に関する業務、情報セキュリティに関する業務、ヘルプデスク業務など、14の項目を記しております。いずれもネットワークシステムに関する一般的な業務であると承知しております。

次に、(2)「契約期間」でございますけれども、平成31年4月1日から令和2年1月31日までの10カ月間でございます。

受託事業者は、株式会社DTSというところでございます。

実施状況評価期間につきましては、契約開始であります平成31年4月1日から令和2年1月31日までの間について評価を実施しております。

おめくりいただきまして、5「受託事業者決定の経緯」でございますけれども、入札参加者は2者でございました。そちらから入札のありました価格について見ましたところ、予定の価格の範囲内でございますので、最低価格落札方式によりまして、株式会社DTSが落札者となったものでございます。

次に、2「確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価」でございますけれども、表の「評価事項」という欄に沿って説明させていただきますと、まず最初に「本業務の内容」でございますけれども、本運用管理支援業務を適切に実施しております。月次報告・週次報告におきまして、本業務を適切に実施しており、サービスの質は確保されているということを確認してございます。

そのほかの項目、「評価事項」のところですが、本業務の一次回答時間、本業務の解決時間、それから、めくっていただいて3ページ目、「障害報告時間」、さらに「障害解決時間」、そして「運用要領・運用計画の遵守」と、5つございますけれども、これはいずれも契約の中でのサービスレベルアグリーメントの内容となっているものでございま

して、それぞれ数値で細かく要求水準を定めておりますけれども、そちらについて、いずれも満たしております。そういった意味から、サービスの質は確保されているものと考えてございます。

めくっていただくと、4 ページ目には、「本業務のユーザ利用満足度調査の結果」を載せさせていただいております。アンケートの項目別に、それぞれ基準点である75点というものを、いずれも八十何点という形で大きく上回っておりますので、そういった意味でもサービスの質は確保されているという評価ができると考えてございます。

次に、3「実施経費の状況及び評価」でございますけれども、こちら、まず実施経費、今回のものにつきましては、10カ月ということで1,150万円でございます。これを12カ月に換算いたしますと、12カ月相当として1,380万円ということになります。

そして、経費削減効果の(2)のところでございますけれども、市場化テスト導入前の、平成26年4月1日から27年1月31日までの経費として1,425万円。こちらを1年間に換算いたしますと1,710万円ということでございます。比較しますと、前回の経費から330万円の減、削減率としては19.3%というような数字になります。

この減少していることの評価でございますけれども、3つの要因があると私どもは考えてございます。まず1つ目は、資料閲覧の機会を用いるといったことをやることによりまして、業者におきまして内容をよく把握した上で入札に臨んでいただけたということ。めくっていただいて2つ目、②でございますけれども、落札者への取材によりまして、営業戦略上の判断で安価で入札したということでございました。それから3つ目としましては、システムエンジニアは、人材不足に伴って単価が高騰していると聞いておりますが、リモートによる運用作業員のバックアップ体制を導入いたしましたので、システムエンジニアの業務作業量の多寡に応じて効率的に配置することが可能となりまして、それによってコストの軽減が図られたことと考えております。

そして、4「民間事業者からの改善提案による改善実施事項等」でございますけれども、3つ掲げさせていただいております。まず1つ目が、フォレンジック調査対応手順の整備でございます。情報セキュリティインシデントの発生時には、必要となる対応について迅速かつ漏れなく行う必要がございますので、原因を特定するための調査実施に係るメモリダンプの取得などにつきまして対応手順書を整備いたしまして、これを共有いたしましたけれども、こちらは対応の迅速化という意味でも意味があったものと考えてございます。

2つ目ですけれども、担当から依頼する業務としましては、ファイルサーバのアクセス

権限の管理・変更にもマトリクス表を利用しておりますけれども、依頼ユーザの手違いによりまして、その申請をそのまま変更しますと、権限構成が変化してしまっている支障が出るという不具合もございます。そういったことを防ぐという意味で、マトリクス表の変更箇所を確認するためのツールを作成いたしました。その上で、実際の作業に入る前に依頼ユーザに対して確認をお願いするという事で、それによる確認の実施を踏まえということで、適切なアクセス権限の維持というものに貢献できまして、従いまして、当庁担当、それから運用管理支援業者、双方で負担の軽減ということが実現できたのではないかと考えております。

そして3つ目でございますけれども、目的外のサーバログインの未然防止でございます。運用作業員が誤って目的と異なるサーバにアクセスすることがないように、管理対象サーバへの自動接続マクロというものを作成しまして、誤アクセスの未然防止、それから作業の効率化というものを図りまして、情報セキュリティ対策の強化を図ったというものでございます。

これらを踏まえまして「全体的な評価」、5番でございますけれども、まず月次報告・週次報告などによりまして、運用管理支援業務の状況を確認いたしましたところ、同業務に起因する情報漏えい、それから重大障害といった事態は発生しておりませんし、また要求水準を満たすという意味でも、サービスレベルアグリーメントの全項目において満たしているものと考えております。また、ヘルプデスクでのアンケート調査でも、基準スコアの75点を大きく上回るという、平均点88.7点ということで達しておりますので、これらを踏まえますと、全体的な評価として、実施要項で設定しましたサービスの質というものは確保されていると評価することができるかと考えてございます。

そして、6「今後の事業」でございますけれども、(1)、事業の実施状況のところは5つの観点がございますけれども、これらはいずれの観点も目的を達成しているものと考えております。また、前回の評価実施の際には未達成でございました③、めくっていただいて、6ページのちょうど2行目になりますけれども、競争性の確保という課題でございましたけれども、まず本事業入札に当たっては、できるだけ早期から声をかけたり、それから事業者の引き継ぎ期間を延長したり、さらには入札参加資格の緩和といった、競争環境の整備に資するような取り組みを行うなど工夫をさせていただきまして、それによって応募者が2者となったということで改善に至っており、さらに実質経費の削減にもつながっているということは⑤のところでも評価できると考えております。

「次期事業の実施」についてでございますけれども、本事業につきましては、以上のよう  
に複数者の応札があるなど、総合的に判断して良好な結果が得られているものと考えて  
おります。また、第1期、第2期、第3期、全て事業実施者が異なるという結果となった  
ことから、同一企業が連続して担うというような、いわゆる1者縛りという状況ではな  
くなったものと言えるのではないかと考えております。このことから、「市場化テスト終了プ  
ロセス及び新プロセス運用に関する指針」のⅡ1(1)の基準を満たしているものと考え  
ており、今期をもって終了プロセスに移行したいと考えてございます。

市場化テスト終了後の事業実施につきましてですけれども、「競争の導入による公共サ  
ービスの改革に関する法律」の対象から外れるということになりますけれども、これまで  
皆様方に審議いただき指摘いただいた内容というものをきちんと踏まえまして、公共サ  
ービスの質、それから実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏  
まえた上で、宮内庁として自ら、公共サービスの質の維持・向上、コストの削減というも  
のを図っていく所存でございます。

私からの説明は以上でございます。

○井熊主査 ご説明ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価(案)につきまして、総務省よりご説明をお願いします。な  
お、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局より、評価(案)につきまして資料A-1に基づきご説明い  
たします。「事業の概要等」につきましては、先ほど宮内庁よりご説明がありましたので、  
説明は割愛いたします。

2「評価」について結論から申し上げますと、終了プロセスに移行することが適当であ  
ると考えております。2ページの「対象公共サービスの実施内容に関する評価」につつま  
しては、設定された「確保されるべき水準」を全て満たしており、適切にサービスは履行  
されていると考えております。

次に、4ページの「実施経費」につきましても、従来経費と比較して約19%減少して  
います。

続いて、4ページの(4)「選定の際の課題に対する改善」については、競争性に課題が  
認められていたところですが、業務引継期間の緩和等を実施して2者応札になり、改善さ  
れているところです。

次に、(5)「評価のまとめ」ですけれども、対象サービスの確保されるべき質について

は目標を満たしており、また民間事業者からも様々な提案があり、質の向上に貢献しております。また、経費も削減されており、法令違反等もなく、今後もC I O補佐官等のチェックを受けることが予定されております。

以上から、最終ページの(6)「今後の方針」ですが、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」II 1 (1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当と考えられます。

説明は以上です。

○井熊主査 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問のある委員はご発言願います。いかがでしょうか。どうぞ。

○関野副主査 ご説明ありがとうございました。評価なので、今の対象期間は経費も節減されたし全ての項目を満たしたということなのでしょうけれども、資料A-3の非公表の推移のところを見ると、今現在やっているところで行くと、評価の対象から外れた第3期は、単年度でいくとまた上がってしまっているわけですね。多分、そう読むのだと思うのですが、今現在は上がっている理由というのは、DTSと比べてエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズが上がっているというのは、何ができなくて上がったのか。例えば先ほどご説明がありましたリモートバックアップができないとか、そういう理由なのかなと思うのですが、評価とは関係なく、今現在の価格が上がっている理由について、ちょっとご説明願いたいと思います。

○本山情報係長 ご説明いたします。

2期目の金額が想定よりも安くなっておりまして、3期目が高いということではなく、適正な価格に落ち着いたものかと思っております。何ができないかということは、2期目と3期目とでは仕様は変わっておりませんので、2期目の金額が頑張り過ぎたのかなといったところだと思っております。

○関野副主査 ありがとうございます。多分そうなのでしょうけど、資料の4ページ・5ページで、安かった理由というのが書いてあって、②「営業戦略上の判断」というのは多分そういうことなのだろうと思うんですけど、③番とか①番ということはエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズはないという判断、解釈なのでしょうか。

○金子室長 済みません。お答えさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズにおきまして、今回の第3期の入札におきましても、資料閲覧等の機会を、入札の業者にはやらせていただいた



り、あと早目から声をかけさせていただいたり、それからいろいろ提案であるとか質問であるとか、たくさんいただいたところがございます。それらにできる限り応えさせていただいたところがございます。そういった意味では、今回、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズに入札いただいた際に、私どもの競争性の向上に向けた営みというのは響いたのではないかと考えてございます。

ただ一方で、先ほど本山から申し上げましたとおり、2期目の方が、同じ資料A-3の表にもございますけれども、落札率が低く、当初、見積もりを調査したときから大分安く入札されておりました。そういった意味で、当初考えていた見積もりの段階から、ちょっと私どもの予想を超えて下がっているところがございましたので、そういった意味で、第3期についてはちょっと高く見えるというところもあったのだらうと思います。ただ、いずれにしても、今、委員にご指摘いただいたとおり、4ページの①、それから5ページの③といったところの私どもの努力というのは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズにも響いたのではないかと考えております。

○関野副主査 ありがとうございます。評価としては終了プロセスでよろしいと思えますけど、今後また検討いただきたいと思いますが。

○井熊主査 ほかにいかがですか。

今ご指摘があった単価というのは、一番左のほうから4つありますけれども、だんだん上がっていますね。これは人件費ですか。

○本山情報係長 そうです。人件費です。

○井熊主査 人件費が上がっていて、本来であれば、今回の審議対象になっているところというのは、落札率が低く、それで26年度に対するコスト削減が19%だから、ここでも実際は、予定価格ベースで見ると結構上がっていたと。それをこの落札率で頑張ったから、ここがかなり安くなっているという構造をしているということですよ。

○金子室長 はい。

○井熊主査 かなり安いコストなんですけど。これは何か、それが正しいかどうかとか、そういうことは調査されているのですか。

○金子室長 DTSにヒアリングをさせていただきまして、本当にこれはどういった理由だったのでしょうかと聞きましたら、やはり、何というか、経営上の判断だということでございます。

その後についてなのですけれども、もう少しいろいろ手続というか、第3期の契約など

も進めてみますと、3期目の受託者としてはエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズがなっているのですが、こちらの業者と再委託契約をD T Sが結んでいらっしやったということでございました。再委託契約が結ばれる際、手続はきちんと私どもも審査をさせていただいた上で、手続的に問題がなかったのを認めさせていただきましたけれども、そういった作戦というか戦略がもともとD T Sにおありだったのかもしれませんが。詳細、定かではございませんけれども、そのように考えてございます。

○井熊主査 その辺は民間事業者の方々が、おのおのの戦略の中で、いろんなフォーメーションで対応してくるといのは、否定されることでもないかなとは思いますが。

ほかに何かご意見などございますでしょうか。

ご指摘がありましたとおり、これまでずっと固定されていた実施事業者というのが、競争で毎回変わるといことで、1つ新しい、今までの形を破ったといことでは、大変意義がある成果かなと思えます。今後につきましては、次は残念ながら1者入札になっていきますけど、また新しい固定にならないように、ぜひともいろいろ工夫を続けていただければなと思えます。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきますが、事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 ございませぬ。

○井熊主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、終了とする方向で監理委員会に報告するようにお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○金子室長 今回の学びで、業者にとってわかりにくい、怖い、入札できないといものがどんなものであるかといことを勉強させていただいたように思っており、そういったブラックボックスをなくしていく営みを引き続きやってまいりたいと思えます。どうもありがとうございました。

○井熊主査 どうぞ頑張ってください。

(宮内庁退室)

(警察庁入室)

○井熊主査 それでは続きまして、「警察庁の行政情報管理システム業務プログラム（ⅠとⅡ）開発及び保守業務」の実施状況につきまして、警察庁情報通信局情報管理課、末澤課長よりご説明をお願いいたします。なお、ご説明は10分程度でお願いいたします。

○末澤課長 警察庁情報通信局情報管理課の末澤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまご紹介いただきました「行政情報管理システム業務プログラム（ⅠとⅡ）開発及び保守業務」の実施状況についてご説明いたします。

行政情報管理システム業務プログラムは、ⅠとⅡで別契約になっております。まずは業務プログラムⅠについて、資料2-1に沿ってご説明いたします。なお、資料B-2、A4の横になっておりますけれども、こちらをあわせてごらんください。

1項「事業の概要」の（1）「業務内容」でございますが、行政情報管理システムとは、警察行政事務に必要な各種情報を警察庁の電子計算機で一元的に管理し、都道府県警察からのさまざまな照会に回答するシステムです。本システムは、平成29年度にプログラムⅠ及びⅡの開発及び保守、平成30年度にシステム構築及び機器の賃貸借の調達を行い、平成31年3月から令和4年3月までの運用になります。

業務プログラムⅠの対象としている範囲については、6つの業務プログラムの開発と当該プログラムの保守としており、機器の賃貸借とシステム構築は平成30年度の調達であるため対象外としております。業務プログラムⅠの業務については、警備業管理業務、銃砲登録照会業務、風俗営業等管理業務、探偵業管理業務、インターネット異性紹介事業管理業務、及び古物営業管理業務の6業務です。いずれも、関係法令に基づいた情報を警察庁で集約し、都道府県警察からの照会に対する回答、各種統計表の作成等を行う業務です。

（2）「契約期間」は、プログラム開発が、平成29年7月5日から平成31年2月28日までの約20カ月、プログラム保守が、本システムの運用開始日となる平成31年3月1日から令和4年3月31日までの37カ月です。

また（3）「受託事業者」については、株式会社日立製作所です。

（4）「受託事業者決定の経緯」については、入札説明会の参加者が23者で、そのうちの2者が入札に参加しています。2者の企画書について審査した結果、全ての指標を満たしていたので、平成29年6月に開札し、日立製作所が落札いたしました。

（5）実施状況の評価期間は、平成29年7月5日から令和2年2月29日までの2年8カ月です。

次に、2項「確保されるべき対象業務の質の達成状況及び評価」についてご説明いたします。

1つ目、「業務の内容」の状況については、プログラム開発のスケジュール遵守を指標と

していたところ、スケジュールを遵守して適切に実施することができなかったものはございませんでした。

2つ目、「サービスレベルアグリーメントの締結」の状況については、必要な管理項目・サービスレベルの管理指標等について、サービスレベルアグリーメントを締結しています。

3つ目以降の、「技術者駆けつけ時間」、「障害報告に要する時間」、及び「回答に要する時間」の3つの状況については、それぞれのサービスレベルアグリーメントの指標について実施状況の確認を行い、いずれの項目についても指標の値の条件を満たしています。

以上のことから、対象業務の質は確保されていると評価しております。

次に、3項「実施経費の状況及び評価」についてご説明いたします。まずプログラムⅠの開発業務について、市場化テスト前の事業においては既存プログラムの利活用が可能であったところ、本事業ではベンダーロックインを排除するため、OS及びミドルウェアにオープンソースソフトウェアを採用いたしました。これに伴い、プログラムの全面的な作り直し作業が増加しております。当該作業は全工数の49.8%に相当することから、プログラム開発業務の実施経費については、当該作業に見合う経費を除く補正を行っております。また、本事業の契約期間が市場化テスト前後で異なるため、実施経費の評価に当たっては、契約額を1カ年に換算いたしました。実施経費については、プログラム開発及びプログラム保守のそれぞれについて1カ年換算した場合は、⑨に示しますとおり、8,202万4,000円となっております。同様に、市場化テスト前の実施経費について1カ年換算した合計は、⑫に示しますとおり、8,836万4,000円となっております。

経費削減効果については、1カ年当たりの削減額は633万9,000円となっており、市場化テストの実施前に比べ、約7.2%の削減効果がありました。民間競争入札において競争性が働いた結果、経費削減を達成することができたと評価しております。

次に、4項「民間業者からの改善提案による改善実施事項等」です。プログラム保守業務について、保守性の向上に関する改善提案がございました。これは、開発からリリース実施までの流れ、開発資材の同期方法等についてマニュアルを作成することで手順を明確化し、プログラム資産を適切に管理するものです。これにより、プログラム開発における手法の共通化が進み、今後、プログラム改修等を行うことになった場合に、真に必要な作業についてのみ委託改修を行う等、経費削減につながるものと考えております。

次に、5項「全体的な評価」については、1つ目、実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受けた事実及び業務に係る法令違反行為等を行った事案はございませんでした。

2つ目、業務の実施に当たり確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成していると考えております。3つ目、民間事業者からの改善提案等により創意工夫がなされ、業務の質の向上に貢献しております。4つ目、本事業の入札においては2者からの応札があり、実施経費も約7.2%の経費削減効果がありました。5つ目、特定ベンダーのみが納品できる製品を排除するなど、オープンな仕様を策定することにより、民間事業者の参入障壁を取り除けたことから複数者の応札があった。6つ目、実施状況については、外部有識者によって構成される警察庁会計業務検討会議においてチェックを受ける体制がございます。

以上のように評価してありまして、6項「今後の事業」については、総合的に判断して良好な実施結果が得られていることから、次期事業については、終了プロセスへ移行した上で、自ら対象業務の質の維持と経費削減を図っていくことを考えております。

続きまして、業務プログラムⅡについて、資料2-2に沿ってご説明いたします。業務プログラムⅠとの重複部分の説明は省略してご説明いたします。

まず、1項「事業の概要」の(1)「業務内容」ですが、本事業で対象としている範囲については、5つの業務プログラムの開発と、当該プログラムの保守を対象範囲としており、相談情報管理業務、スーター情報管理業務、配偶者暴力情報管理業務、遺失物管理業務、及び身元確認照会業務の5業務です。いずれも、都道府県警察からの情報を警察庁で集約し、都道府県警察からの照会に対する回答、各種統計表の作成等を行う業務です。

(2)「契約期間」及び(3)「受託事業者」については、業務プログラムⅠと同様でございます。

(4)「受託事業者決定の経緯」については、入札説明会の参加者が13者であり、そのうち3者が入札に参加しています。3者の企画書について審査したところ、全ての指標を満たしていることを確認して、平成29年6月に開札したところ、日立製作所が落札いたしました。

(5)「実施状況評価期間」は、平成29年7月5日から令和2年2月29日までの2年8カ月です。

次に、2項「確保されるべき対象業務の質の達成状況及び評価」については、業務プログラムⅠと同様に、対象業務の質は確保されています。

次に、3項「実施経費の状況及び評価」については、業務プログラムⅠと同様に、プログラム開発業務について、オープンソースソフトウェアの導入に伴う作業増加にかかる経

費を除く補正を行っています。

(1)「実施経費」については、プログラム開発及びプログラム保守のそれぞれについて1カ年換算した合計は、⑨に示しますとおり、8,247万4,000円になっております。同様に、市場化テスト前の実施経費について1カ年換算した合計は、⑫のとおり、8,421万8,000円になっております。

(2)「経費削減効果」については、1カ年当たりの実施経費の削減額は174万3,000円となっており、市場化テスト実施前に比べて約2.1%の削減効果がありました。民間競争入札において競争性が働いた結果、経費削減を達成することができたと評価しています。

以降は業務プログラムIと同様であり、6項「今後の事業」については、総合的に判断して良好な実施結果が得られていることから、終了プロセスへ移行した上で、自ら対象業務の質の維持と経費削減を図っていくこととしたいと考えております。

当方からの説明は以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価につきまして、総務省よりご説明をお願いします。なお、ご説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 総務省より、評価についてご説明いたします。

まず資料B-1-1をごらんください。結論から申しますと、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。「事業の概要等」につきましては警察庁からご説明がありましたので、「入札の状況」にだけ触れさせていただきますと、2者応札になっておりますので、競争性の確保は達成されているものと考えております。

次に、II「評価」の2「検討」、(2)「対象公共サービスの実施内容に関する評価」に移ります。2ページの表をごらんいただきます。達成状況につきましては、全ての評価事項につきまして測定指標を達成しておりますので、業務の実施は適切に行われていたものと評価できます。「民間事業者からの改善提案」につきましては、開発からリリース実施までの流れや開発資材の同期方法等についてマニュアル化することで手順が明確になったため、プログラム資産の適切な管理が可能になり、業務の質が改善されたと評価しております。

次に3ページにまいります。「実施経費」についてですが、その表にございますように、「増減率」として年換算で7.2%減になっておりますので、コスト削減も達成されているものと考えられます。

「評価のまとめ」ですが、業務の実施に当たって確保されるべき達成目標として設定された質については、目標を達成していると評価できます。それから民間事業者の改善提案により、業務の質の向上に貢献したものと評価できます。実施経費につきましても、年換算で7.2%減額されておりますので、効果があったと評価できます。その他、業務改善指示等もなく、さらに今後は警察庁の会計業務検討会議において事業実施状況のチェックを受けることになっておりますので、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」の2.1.(1)の基準を満たしていると判断でき、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられます。

以上がプログラムⅠに関してですが、プログラムⅡに関しましては、資料B-1-2をごらんいただきたいと思います。1「事業の概要等」の「入札の状況」の3者応札、また3ページ目の「実施経費」につきまして「増減率」が2.1%減となっており、さらにこの数字以外のところにつきましてはプログラムⅠと同様でございまして、やはり終了プロセスに移行するための基準を満たしていると考えられますので、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると判断いたします。

以上です。

○井熊主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。いかがでしょうか。

○大山専門委員 説明ありがとうございました。なかなかいい結果が出ていると思うのですが、これが得られた主な理由というのを教えていただければと思います。

それに関係して、最初に質問になるのですけれども、OSSを使って、オープンソフト系でいろいろ開発しても、その後、でき上がったソフトウェアをほかの会社が改修する。すなわち、つくったところがほかのところで手を入れるようなことというのができなくなると、結構、高どまりしてしまうことがあって、ほかの例ではなかなか難しい状況が起こっているのも見受けるのですが、その主たる理由は、業務が実はわからない。ここで警察庁が今おやりになったのは、業務としては単純明快になっているのか。要は例外処理とか、それから、さまざまな、そのときの担当者の判断で手順を変えてしまうような業務になると、なかなかこれは難しくなって、それが全部伝わらないと、次の会社は当然、でき上がったソフトウェアが幾ら読めても、内容がわからないということになってしまう。すなわち言い方を変えれば、業務フローをちゃんと説明しているかどうか、相手にわかるようになっていくかどうか、最初の大きな理由の一つになるのかなと、私自身の経験でそう思

っているのですが、そこについて、今回の件についてはどういうふうにお考えかというのを教えていただければ。それから、最初に質問したように、別会社でも改修が可能になっているか。そこをどうお考えですかというのを、ちょっと教えていただければと。非常にいい参考事例になると思いますので、教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○末澤課長 基本的には、今回のもので一定の成果が得られたものにつきましては、やはりオープンソース化などを進めることによって、競争性を働かせるということが実現できたことによって、2者あるいは3者の応札があったというところが、一番大きな要因の一つだろうとは考えております。

今後、ほかの業者が入ってくるかどうか、競争性を阻害するようなことがないかということでございますが、基本的には、例えば、私どもが今度用意しております、ソースプログラムを含めたあらゆるドキュメントというものは、きちんと閲覧できるような形で提示するというのを考えておりますし、そういう意味では、そういうところをきちんと見れば、一定程度の競争性は確保できるのではないかなとは考えています。もちろん、最初につくったところが有利になるという可能性が絶対にはないとは言われれば、それはあるのだろうと思っておりますが、ただ、それらのものについてはきちんと、応札しようという業者に対しては全て提示することによって、全てきちんと解析してやっていけるという形をつくっていくことで対処できるものと考えております。

○大山専門委員 すみません。ありがとうございます。

だとすると、もし可能であれば何かのときに聞いていただければと思うのですが、今回、残念ながら落ちてしまったけど、あるいは入札に参加しなかったところがあると思うのですが、すなわち警察庁が要求した業務に関する難解な点はなかったのかというのを確認いただくとありがたいです。要するに、それがわからないと手を挙げようがないはずなので。それで、これだけ入ってきたということは、そこが非常にうまく説明されていたか、あるいは非常にわかりやすくできていたかということが、やはり大前提になっているのではないかなというのを、ちょっと確認できればしたいと思っております。それは、言い方を変えると、いかに業務をやさしく説明することが大事かということ、今、政府全体の情報システムの調達を見ると、そここのところで難しいやつほどひっかかっているように思います。これはもうほんとうに、OSSでここまで効果が出たといういい例なので、ぜひその差があるかどうかを、できればハイライトしてしまいたいと思うので、教えていた



だきたいと思います。

○末澤課長 わかりました。委員のご指導に従いまして、今回の件も含めまして確認させていただきます。

○大山専門委員 お願いします。

○井熊主査 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○小尾専門委員 ご説明ありがとうございます。

今回、OSSを使って競争性が向上したということについては非常によかったと思う一方で、今回、費用の削減の部分では、OSSにかかる費用というのを除外した形で計算されているわけですが、一方で、OSSを使うことによって、いわゆる開発環境だったり、開発に少し手間がかかるということで開発費そのものが、例えば今回、OSSを省いてこれだけと言っていますが、今度、次の開発についても、やはりこの部分に乗ってきてしまう。そういう意味では、従前の費用に比べると高どまりをしてしまう可能性があるかなと思っています。

もちろん、OSSを使うことのメリットというのは、これ単体で見るとなかなか効果を発揮できないかもしれないけれど、複数のいろんなほかのシステムと、例えばハードウェアを共通化するとか、いろんなところでメリットが出てくると思うのですが、そこを、いわゆる警察庁がつくる全体のシステムというのを考えた上で、どこまでトータルの費用を削減できる見込みがあるのかということ、どういう考え方でOSSを進めてきて、最終的にトータルの費用が増えるのか減るのか。減る見込みがあるからやっているのではないかと思うわけですが、その辺の何か見込みというか考え方を教えていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○末澤課長 今、委員からご指摘があったとおりでございまして、OSS化というのは、当然のことながら競争性を確保していくということによって、それを目的にしてやっていくということございまして、それぞれ個別の業務についても、当然できるだけこういうものを進めていくというふうに考えておりますし、また、いろいろな中で、私ども、全て共通基盤をつくって、きちんとオープンなシステム、アーキテクチャーなりオープンソースのものを使ってやっていこうという取り組みは、警察庁全体のシステムについてもできるだけ取り組んでいこうということで準備を進めておりまして、そういう意味では、そういうところについても対応できるのではないかなと考えております。ちょっと今、試算の金額などは持ち合わせておりませんので、ここでは割愛させていただきますが、そういう

意味では、今までのベンダーロックがかかったような形のものではなくて、そういうことを進めていくことによって競争性を確保してということについては、警察庁の情報システムの全般に対して、今、考えて、実際に取り組みを行っているところだとご理解いただければと思います。

○小尾専門委員 ただ、いわゆるソフトウェア自体は少し上がるかもしれないですが、トータルのハードウェアなども含めると、ある程度、費用の削減は可能であるという考え方で進められているということなのでしょうか。

○末澤課長 はい。

○小尾専門委員 ありがとうございます。

○井熊主査 ほかはいかがですか。どうぞ。

○関野副主査 評価としては適正だと思いますが、ちょっと経緯を教えてくださいたく、プログラムⅠとⅡに分けて入札をかけたということで、だけど結果は同じ業者が請け負いました。多分、分けた理由は、競争性を確保したいということかなと思ったのですが、どちらがよりよかったですか。プログラムⅠとⅡを同じ業者がやってみたら、結果として、使う側、市場側としてやりやすかったとか、そういうことはあるものなのでしょうか。それとも、やっぱり偶然ⅠとⅡが同じだったので、あまりそういう使用の面では変わらなかったということでしょうか。

○末澤課長 基本的に、あまり大規模なものになってしまっただけでは、やはり大きなところしか入れないというようなことがあります。そういう、競争性を阻害するようなことになってはならないということで、2つに分けたということですので、そこについては考え方は正しかったと思っております。

○溝江課長補佐 同一の業者になったということで、やはり開発担当者としては、異なる業者よりもスムーズにいったとか、使用についても、使用者にとって非常にやりやすくなったという面はあるかと思えます。それは結果としてということですので、例えば違う業者だったとしても、官側の方で、そこはきちっと業者と話をし、使用者に負担がないような開発をする必要はあったかと思っております。

○関野副主査 ありがとうございます。

○井熊主査 ほかはいよろしいですか。

入札の結果は非常にいい結果だったのではないかなと。あと、委員からご指摘がありましたとおり、OSSに、これはあえて投資しているわけですね。あえて投資して、それ

によって競争性を上げた。やはり、その投資は今後の競争性ということで回収されていくのかなと理解されておりますので、先ほどもご説明がありましたように、そのOSSの効果適切に発揮されるように、ぜひ今後の事業というのをうまく運営して欲しいなと思います。

あと、過去の評価も応募者数が2者ありますよね。だから、競争性があったということも、今回は競争性があるのですが、やはりベンダーロックから脱したという部分が、この前の入札と今回の大きな違いかなと思いますので、それは評価書の中で、どこかで何か触れておいたほうがいいのかと思います。

○事務局 II「評価」2「検討」(4)「選定の際の課題に対応する改善」のところには、同一業者の落札から改善されたと書いてありますが、もう少しはっきり書かせていただきたいと思います。

○井熊主査 ありがとうございます。

それでは、本事業の評価(案)の審議につきましてはこれまでとさせていただきたいと思いますが、事務局から何か確認すべき事項などはございますか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業終了とする方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(警察庁退室)

(警察庁入室)

○井熊主査 では引き続きまして、「警察庁の事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務用プログラム開発及び保守業務」の実施状況につきまして、警察庁情報通信局情報管理課、末澤課長よりご説明をお願いいたします。なお、説明は10分程度でお願いいたします。よろしく申し上げます。

○末澤課長 一部メンバーが変わっておりますけれども、引き続きご説明させていただきます。

「事前旅客情報システム及び外国人個人識別情報認証システムの実施状況について」、資料3に沿ってご説明いたします。また、資料C-2、A4横のものでございますが、これもあわせてごらんください。

まず、1項「事業の概要」の(1)「業務内容」でございますが、事前旅客情報システム

とは、航空会社から提供される国際線の搭乗者氏名等の旅客情報と関係省庁が保有する要  
注意者情報を照合し、我が国の安全対策上問題がある旅客等の情報を関係部署に通報する  
システムでございます。また、外国人個人識別情報認証システムとは、入国審査時に提供  
される外国人の個人識別情報と関係省庁が保有する要注意者の個人識別情報を照合し、我  
が国の安全対策上問題がある旅客等の情報を関係部署に通報するシステムでございます。  
本システムは、平成29年度及び30年度に対象となるプログラム開発、プログラム保守、  
システム賃貸借、及びシステム構築等を含めた調達を行い、平成31年3月から令和4年  
3月までの運用になります。

(2)「契約期間」については、プログラム開発及びシステム構築等が、平成29年11  
月21日から平成31年2月28日までの16カ月、プログラム保守及びシステム賃貸借  
が、本システムの運用開始日となる平成31年3月1日から令和4年3月31日までの3  
7カ月で、(3)「受託事業者」は日本電気株式会社でございます。

(4)「受託事業者決定の経緯」については、入札説明会の参加者が11者あり、そのう  
ち1者から応札がありました。提出された企画書等を審査した結果、警察庁の要求要件を  
満たしていることが確認され、平成29年6月23日に開札した結果、不落となりまして、  
再度入札官報公告を行っております。2回目の入札説明会については16者の参加があり、  
そのうち1者から応札がありました。提出された企画書等について同様の確認がなされ、  
平成29年11月15日に開札した結果、不落となりましたが、その後の商議により随意  
契約になったという経緯になります。

(5)「実施状況評価期間」は、平成29年11月21日から令和2年2月29日までの  
2年4カ月です。

次に、2項「確保されるべき対象業務の質の達成状況及び評価」についてご説明します。

1つ目、スケジュール遵守の状況については、プログラム開発のスケジュール遵守を指  
標としていたところ、スケジュールを遵守して適切に実施することができなかったものは  
ありませんでした。

2つ目、サービスレベルアグリーメントの締結の状況については、必要な管理項目・サ  
ービスレベル管理指標等について保守作業計画書が提出され、警察庁で内容を確認したと  
ころ、対象業務の質は確保されています。

3つ目と4つ目、「障害復旧目標時間」及び「技術者駆けつけ時間」の2つの状況につい  
ては、調達仕様書の保守要件を満たすことができなかったような案件はございませんでし

た。

5つ目と6つ目、「障害報告に要する時間」及び「回答に要する時間」の2つの状況については、それぞれの保守作業計画書の指標の実施状況を確認し、いずれの項目においても指標の値の条件を満たしています。

以上のことから、対象業務の質は確保されていると評価しております。

次に、3項「実施経費の状況及び評価」についてご説明いたします。まず、プログラム開発業務については、市場化テスト前の事業においては既存プログラムの利活用が可能であったところ、本事業ではベンダーロックインを排除するため、OS及びミドルウェアにオープンソースソフトウェアを採用いたしました。これに伴い、プログラムの全面的な作り直し作業が増加しています。当該作業は全工数の35.2%に相当することから、プログラム開発業務の実施経費については、当該作業に見合う経費を除く補正作業を行っております。

また、本事業の契約期間が市場化テスト前後で異なるため、実施経費の評価に当たり、契約額を1カ年換算いたしました。まず(1)「実施経費」については、プログラム開発、プログラム保守、及びハードウェア関連経費のそれぞれについて1カ年換算した合計は、⑯に示しますとおり5億122万5,000円となっております。同様に、市場化テスト前の実施経費については、1カ年換算した合計は、⑰に示しますとおり、3億1,456万5,000円となっております。

(2)「経費削減効果」については、1カ年当りの実施経費は1億8,665万9,000円の増となっております。市場化テスト実施前に比べて59.3%、経費増となっております。

次に、4項「民間事業者からの改善提案による改善実施事項等」についてです。プログラム保守業務について、利便性の向上に関する改善提案がございました。具体的には、利用者が情報の入力を行う際に無用な操作を減らすことや、入力に誤りのある箇所を強調して表示することのほか、1画面当たりに表示する情報の量やレイアウトを適切に設定することなど、利用者が情報を把握しやすくするための改善提案がございました。これにより、操作性、利便性を向上させる効果が認められました。

次に、5項「全体的な評価」については、1つ目、実施期間中に民間事業者が業務改善指示を受けた事案、又は業務に係る法令違反行為等を行った事案はありませんでした。2つ目、業務の実施に当たり確保されるべきサービスの質に係る達成目標については、達成

しております。3つ目、民間事業者からの改善提案は創意工夫がなされ、業務の質の向上に貢献しています。4つ目、最後の段落のほうに飛びますが、実施状況について、外部有識者によって構成される警察庁会計業務検討会議によりチェックを受ける体制がございます。5つ目でございますが、先ほどのところに戻りますけれども、実施経費については、市場化テスト実施前と比較して約59.3%の経費増となっております。経費増の要因といたしましては、業務処理件数の増加に伴い、ハードウェア性能を強化し、業務性質上必要となる処理速度を維持するための経費がハードウェア関連追加コストとして含まれていることに加えまして、プログラム開発の調達において、市場化テスト実施前は、複数応札後、最低の入札価格が予定価格と比較して当庁が定める基準よりも低価格であったために、請負契約に係る品質の確保を目的とした調査を行った後に契約しているところ、今回の本事業においては不落随契となつてということが挙げられるかと考えております。

なお、本事業の入札においては1者応札が継続しており、課題が認められるところがございます。この要因といたしましては、警察庁のほかのシステムや他省庁のシステムとの接続について、潜在的なリスクを懸念していると考えられます。これに対しましては、調達仕様書で一般的な通信手順と明記した上で、公告期間中に詳細な資料を閲覧可能とし、どのような事業者でも容易に実現が可能であることがわかるように措置しているところがございます。しかし、新規参入事業者としては、他社が構築した複数の他システムとの接続に不可欠な当該他社との調整に係る潜在的リスクへの懸念が払拭されず、入札を辞退したのではないかと考えております。

以上のように評価しておりまして、6項「今後の事業」については、経費削減及び競争性の確保において課題が認められますことから、引き続き市場化テストを継続していく必要があるものと考えております。課題については、従前の取り組みに加え、最も重要な課題である、企業が抱く懸念を解消するために、次の3点について取り組む予定としております。1点目として、資料提供招請時に説明会を開催し、関心のあった企業から意見を聴取します。2点目として、寄せられた意見等に基づき、実施要項を見直すとともに、改正した実施要項に関する意見招請を実施し、説明会を再度実施します。3点目として、寄せられた意見を踏まえ作成した最終の実施要項について、入札説明会の機会を通じ、企業が抱く懸念解消に向け警察庁が取り組んだ内容等について説明いたします。

なお、当庁では、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に基づく警察情報管理システムの合理化・高度化のための共通基盤の整備を令和2年度から

計画しております。令和4年度以降、警察庁及び都道府県警察のシステムの移行が順次予定されているところであります。本事業についても、共通基盤へ移行する計画もあり、また、ハードウェアのリース契約が3年となっていることから、本契約が終了後、リース延長の再契約を行う予定です。そのため、市場化テストは、その後のプログラム開発及び保守について再開させていただきたいと考えているところでございます。

当方からの説明は以上です。

○井熊主査 ありがとうございます。それでは、本事業の評価（案）につきまして、総務省よりご説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 それでは、事務局より、評価（案）につきまして資料C-1に基づきご説明いたします。

「事業の概要等」については、先ほど警察庁よりご説明がありましたので、割愛いたします。

2「評価」について、結論から申し上げますと、経費削減及び競争性の確保に課題が残り、改善が必要であることから、市場化テストを継続することが適当であると考えております。以下、その根拠を申し上げます。

2ページの(2)「対象公共サービスの実施内容に関する評価」については、設定された「確保されるべき水準」を全て満たしており、サービスの質は確保されていると考えております。

次に、3ページの(3)「実施経費」については、プログラム開発におけるOSS化導入に伴う作業分を除いても、市場化テスト前よりも59%増加している状況です。

続いて、4ページの(4)「選定の際の課題に対する改善」につきましては、経費削減や競争性という課題については改善されていない状況です。

以上から、(5)「評価のまとめ」についてですが、民間事業者の改善提案により、操作性、利便性の向上に関する取組等が質の向上に貢献していて、質も確保されていたとは評価できます。しかし、経費や1者応札については課題が認められます。

最後に、(6)「今後の方針」についてですが、経費削減や1者応札という課題に検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施していく必要があると考えます。なお、警察庁のご説明にもあったとおり、共通基盤への移行が予定されているため、それに合わせ、令和5年4月より民間競争入札を引き続き実施すべきと考えます。その際、共通基盤の契約と一体化するのはハードウェア部分になりますので、民間競争入札の対象はプログラム開

発・保守のみとなるかと考えます。

説明は以上です。

○井熊主査 説明ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問のある委員はご発言願います。いかがでしょうか。

○大山専門委員 説明ありがとうございました。今回の状況は、ある意味、予測されるというか、こうなるかなという、これがもしうまくいっていたら拍手喝采だと思うんです。

それはそうとして、資料C-3に、今回のところで、入札不参加者に対するヒアリングで、「他社が構築した指掌紋システム」と、それからもう一つ、「入管局との接続について」と書いてあって、前者と後者は全く状況が違う話。

それで、後者については、これは入管局のほうもつくっている企業があるので、いろいろ起こっていることはわかるのですが、少なくともどこかほかの会社が入らないと、この問題は解決しないので、それをやっていただけるようにするためには、発注側がそこに対するコントロールをかけるしかないと思うんです。だから、言い方を変えると、この接続について、先ほどお話のとおり、標準的な方法ですとおっしゃっているんだけど、そこについての質問あるいは対応については、発注側の責任において、それはどこかに委託してもいいんだけど、発注側の責任でちゃんとそこは対応すると言ってあげると随分変わるんじゃないかなという気がします。すなわち、リスクをヘッジしてあげることが大事なのだろうなど。

前者については、これは残念ながらそう簡単にはいかないのではないかなという気がするんです。多分、今、そちらがお持ちのデータベースなども、全部そういう形になっている可能性があると思うので、そうすると、ここは場合によっては、論理的に1つ、別にしてしまう。だから、照会して回答をもらうという、ネットワーク経由で聞きに行くようなのと同じようなつくり方にするのが1つの手かもしれないんですけど、それでその影響の範囲を封じ込めるといふか、小さくしていくという。ここはやっぱり別にしないと、なかなかうまくいかないかもしれないですね。ちょっとそこは、これからいろいろとご検討いただきたいところではありますが、次回に向けてのことだと思うんですけど、これまでの状況を見ている限りでは、そこをうまく持っていかない限り、ここと一緒のセットの調達ではほかの会社は出てこないんじゃないかなと危惧します。私の意見です。

○井熊主査 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。どうぞ。

○小尾専門委員 ありがとうございます。



今の話ですが、今回公募にしてというか、OSSベースで、ソースまで含めて、比較的ほかから可視性はいいような状態で作ると思うので、次回の調達の際には、外部とのやりとりをするような部分についてはソースコードも含めて少し参照させるとか、何かそういう工夫をしたほうがいいかなと思います。多分、APIだけで、これですみますよと言っても、タイミングの問題とか、実際に順番とか、そういうところについて十分知識がないと、なかなか手を出せないというようなことも考えられますので、そういうところの、参考になる可能性があると思いますので、その辺も工夫されたいかなと思います。

○井熊主査 ほかはいかがですか。

これは、経費増の原因となって、処理件数の増加というのがあると書いてあるんですけど、これの影響というのはどのくらいあるんですか。

○米田課長補佐 すみません。今、経費は持ち合わせておりません。処理件数の増加に伴ってハードウェアのスペック増をしておりますが、一番の要因は、ソフトウェアの経費増が問題となっております。資料にも書いておりましたとおり、警察庁の予定価格の基準よりも、前回がかなり低かったというところ。今回は予定価格程度の入札になったというところで、ここで約50%の増加になっているというのが要因でございます。

○井熊主査 ほかの案件などでは、規模が大きくなったときは、それに対して補正を入れているというケースがよくあるので、もし、そのところで分析ができれば、そういうところも分析したほうがいいかなと思います。

ほかはいかがでしょうか。

本件は、先ほど大山先生からもお話がありましたように、なかなかハードルの高い事業であるということで、先ほどの案件ではOSSを入れて成功したということでもありますので、ぜひ、こういう難しい案件でも成果を出せるように頑張ってくださいたいと思います。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきたいと思いますが、事務局から何か確認すべき点はございますか。

○事務局 ございません。

○井熊主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議内容を踏まえまして、本事業につきましては継続とする方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(警察庁退室)

(総務省入室)

○井熊主査 それでは、続きまして、「総合無線局監理システム運用技術支援等の請負」の実施状況につきまして、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室、根本室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は10分程度でお願いいたします。よろしく申し上げます。

○根本室長 それでは、お手元の資料4につきましてご説明させていただきます。

こちらの事業ですけれども、総務省で総合無線局監理システム、これは無線局の免許に関する業務を実施するためのシステムでございまして、具体的に申し上げますと、無線局の免許情報のデータベースを中核としておりまして、皆様からの申請の審査などを行っております。無線局の場合には、申請の内容が一定の基準を満足するかどうかということのほか、実際に周波数を割り当てられるかといったことを審査しております。その際には、今まで免許した情報と照らし合わせて、電波を計算して、電波がほかの無線局と共存できるかどうかといったことを確認しております。その際には、例えば同じ周波数だけではなくて、その近くの周波数、それから二倍、三倍といった高い周波数にも影響が出ますので、そういった自動計算をするようなシステムとして、このシステムがございます。

本件は、①「業務の内容」にございますように、そのシステムを運用する際のセキュリティ管理ですとか業務運用支援などを行うものとして、請負業務に出してございます。具体的な内容は、括弧のア、イ、ウ、エとございまして、「運用管理・監視等」、それからイ「運用サポート業務」、それからウ「業務運用支援」、その附帯することとして、エ「運用実績の評価と改善支援」といったものがございます。

「契約期間」としましては、30年12月1日から令和3年3月末までの2年4カ月間、受託事業者は日本アイ・ビー・エム株式会社でございます。

今回の「実施状況評価期間」は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間です。⑤「受託事業者決定の経緯」でございますが、基本的には総合評価の方式で実施しておりまして、今回も入札参加者1者から技術提案書の提出を受けて、基本的には日本アイ・ビー・エムだけが提出をしてきて、落札者として日本アイ・ビー・エムが決まったという状況でございます。こちらについてはまた後ほどお話をさせていただきます。

2番目にございますのは、確保されるサービスの質の達成状況・評価でございまして、まず、ア「業務の内容」でございまして、運用業務を適切に実施すること。「評価」の欄にございますが、先ほどちょっと言及いたしました、上の(ア)から(エ)の業務を適切

にやっておられるということをも月次の報告でいただいております、その内容は適切であるということでございます。

イですけれども、次のページですが、「総合無線局監理システムの稼働率」。これは、システムを、どの割合、時間率として稼働していただいているかといったものでございます。無線局監理システム、職員向けと国民向けがございまして、それぞれに時間率の計算式を挙げておりますが、いずれも可動率は99.9%以上とするということにしてございまして、この評価期間においては、右側でございますように、いずれも99.9%以上という結果になってございます。

続きまして、ウですけれども、「セキュリティ上の重大障害の件数」。これは情報の漏えいなどでございますが、これは当然0件であることという目標としてございまして、実際に0件でございました。

エですけれども、これはシステム運用上の重大障害、故障などでございますが、こちらも0件であることとして、結果的には0件で、サービスの質は確保されているということになっております。

続きまして、オですが、「ユーザの利用満足度調査」という項目でして、こちらは年に1度、ユーザに対してアンケートを実施し、その際の基準スコアを維持すること。つまり、一定の満足度を得ていることという条件でございます。右側でございますように、職員に対してはアンケートをやっております、満足度のスコアが95.5点であるということでございます。詳細は表2をごらんいただければと思います。

「参考」として付しておりますのは、職員以外の申請者、国民の方についての調査結果がございまして「参考」として付しておりますが、こちらは、実際に申請・届出システムを利用された方に、イベント会場でアンケートをとっております、それなりに高い評点を得ているということでございます。

先ほどの、関係する、何というんですか、詳細なアンケートの結果などが、次のページの上のほうにございます表2でございまして、全体の平均点95.5点といった内容を書いてございます。

3番に移りまして、「実施経費の状況及び評価」。これは、①とありますが、実施経費を平成30年度から3カ年で示してございます。最初の年だけ4カ月間になっておりますが、基本的には1年間で4.8億円程度の経費でございます。

②番に経費の節減効果を書いてございまして、これは、今回の評価の対象となる契約の

前の契約の金額でございまして、総額が例えば9.6億円で、各年度4.48億円ということで記載してございます。つまり、今回と前回の契約を比較しますと前回の金額のほうが安くなっておりますので、節減はされておらず、節減率としてはマイナス7.8%、つまり増えているという結果でございます。

こちらについては、「評価」に詳細な説明がございまして、基本的には、今回の契約と前回の契約で、対象となる機能が追加されているなど複雑な業務が増えているということで、対象の業務が増えているだろうと思っております、それぞれの比較可能な部分だけを切り出して比較をしたものが、下の表3でございます。同一業務区分で比較をしますと、前回の契約の経費、これは表の中で（A）というのですが、今回の契約の経費（B）に比べまして、節減効果としては、一番下は「増加率」と書いてございますけれども、1.7%減っているということになっておりますので、同一の業務で比較した場合には節減になっているというのが今回の分析でございます。

めくっていただきまして4番目ですけれども、「受託事業者からの改善提案による改善実施事項等」でございます。

3点ございまして、1つ目は「自動化」でございます。RPAという自動化を導入しております、今現在は対象作業の35%において自動化が実現されているということでございます。

2番目、(2)にあります、「コンテンツの反映手順の見直し」。こちらは、ウェブサイトコンテンツを反映するまでの時間短縮などにつきまして、余分なプロセスがあるのではないかといったことが、問題が提起されまして、それを見直しているということでございます。

あとは、国民の皆様からいただく問い合わせなどの受付の電話対応の向上として、トレーニング、効果測定、評価・改善提言のサイクルを定期的実施することで、マナーや知識力、対応の正確さといった電話応答の品質向上を図っております。

5番目に「全体的な評価」と書いてございますけれども、基本的には、2ポツでお話したように、事業の目的は適切に達成していると。一方で、3ポツにございますように、経費の節減効果が1.7%にとどまっているので、もっと我々も提言をしなくてははいけなかなと考えております。

6番目に、最後のところに、「今後の事業」とございましてけれども、サービス品質、コストの面で一定の成果は得られたものの、入札においては、何よりも1者のみの応札になっ

ておりますので、引き続き公共サービス改革法の趣旨に基づいて努力をしていく予定としてございます。

今回、本事業の市場化テスト導入は初めてのことでしたので、一定期間、例えば事業者が交替するような場合など引き継ぎ期間を設けることや、運用業務内容の整理、作業指示書の詳細化、複数回にわたって情報発信の場を設けるなど、取り組みをしてきたのですが、いまだ1者のみの応札ということであれば、競争性が確保されていたとは言いがたい結果であったと率直に反省しております。今後は、今回の取り組みをさらに進化させて継続していくとともに、新たな取り組みを実施していく予定としております。

ひとまず、ざっくりご説明を差し上げると、このようなことでございます。

○井熊主査 ありがとうございます。それでは、本事業の評価（案）につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 それでは事務局より、評価（案）につきまして、資料D-1に基づきご説明させていただきます。

まず、1「事業の概要等」ですが、こちらは実施府省より説明がありましたので、割愛させていただきます。

次に、2「評価」について。評価の結論としましては、市場化テストを継続することが適当と考えます。その根拠を申し上げます。

2ページの（2）「対象公共サービスの実施内容に関する評価」ですが、「確保されるべき水準」につきましては5点挙げておりますが、いずれも達成されておまして、質については評価できるものと考えております。また、2ページ目の下になりますが、「民間事業者からの改善提案」につきましても3点挙げられておまして、こちらも公共サービスの質の維持・向上に資しているものと評価しております。

次に、3ページ、（3）「実施経費」ですが、こちらに関しては市場化テスト導入前と比べてまして1.7%減ということで、経費削減効果につきましても評価できるものと考えております。

次に、4ページ、（5）「評価のまとめ」ですが、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、全て目標を達成していると評価できます。また、民間事業者からの改善提案により、コンテンツ反映プロセスの簡素化など、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

（6）「今後の方針」ですが、確保されるべき達成目標、質及び経費削減の面では達成さ

れている一方で、競争性の改善、1者応札という点に問題があります。この点につきまして、課題について検討を加えた上で、次期事業についても引き続き民間競争入札を実施することが適当であると考えております。

以上になります。

○井熊主査 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご意見、ご質問のある委員の方はご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○関野副主査 ご説明ありがとうございました。評価としては継続ということで、いたし方ないのかなと思うんですけど、資料D-3で、一番下に、「入札不参加に対するヒアリング状況」と書いてあるんですけど、ヒアリングの結果、5者から回答があって、仕様書等の検討をしたとか入札を見合わせた者が4者と書いてあって、その理由が聞きたいんですけど、ずっと1者応札だったのに、何で入札に参加されなかったのでしょうかという、ヒアリングの結果の、業者の要望というか、それは一体どんなものがあつたのかというのをご説明願いたいのですが。

○根本室長 そうですね。たしか前回も別の者が同じようなご説明をさせていただいたような記憶がございますけれども、ちょっと個別の内容が、何というんですか、今、手元がありませんので、記憶に頼ってご説明をさせていただきます。基本的には私どもは、1者応札になっている状況につきましては、非常に多方面からのご指摘を受けておりますし、我々自体も改善の意欲を非常に強く持っております。なるべく複数者の方に参画をいただくように思っておりまして、さまざまな、従前は結構、直前まで説明をしなかったことがあつたようで、この場で例えば前回のときには、入札の手続を開始するよりもっと前の段階で複数の事業者と話をするべきだとかご指摘をいただきまして、以降は案件の形成段階から各事業者にお話を伺っております。そのときにヒアリングさせていただく会社というのは、非常に我々も、つてを頼って、例えばIT室の専門家の皆様に、CIO補佐官とか、そういった方からサジェスチョンをいただいて、その会社にお話を伺ったりといったことをしております。その件数が、ここで言う2者、3者といった数よりは非常に多くございますが、その中で何らかの興味を抱いて回答をいただいたような方が、それぞれ2者、3者、5者といらっしゃると思います。その理由は結構、千差万別なかなと思うのですけれども、たしか、記憶がちょっとあれですけれども、例えば大規模な業務などで人員がなかなか手配できないとか、そういった事業者がおられたかなと記憶しております。

ちょっと余談ですけれども、今回は、例えば契約が大きいからいけないのではないかと、

参入しづらい状況になっているのではないかというご指摘をこの場でいただいたと私は聞いておまして、それは確かにそうだなということで、今回ご説明しているほかの業務では、従来の契約を分割して発注することで新規参入を狙っているとか、そういったものがございます。たまたまこの業務だけが、なかなかうまく切り分けるいいアイデアがございませんで、まだ1者応札になってございますが、過去のご指摘いただいた内容を含めて改めて検討して、どうにか次、今後に向けては、1者応札ではない状況をつくるように、関連の企業などと情報交換を引き続きやっっていこうかなと思っております。ちょっと雑駁な回答になって申しわけございませんけど、以上でございます。

○関野副主査 ありがとうございます。

○井熊主査 ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○大山専門委員 済みません。ちょっと確認なんですけど、今の仕掛けは、後ろから2枚目のところにある、これでいいんですよね。概念図は。

○根本室長 そのとおりです。

○大山専門委員 ちょっと忘れてしまったので教えてほしいんですけど、これのシステムをつくったのはどこなんでしたっけ。ハードウェアを含めて、最初に。

○根本室長 これはアイ・ビー・エムがつくっております。

○大山専門委員 ということは、それができた上で運用技術支援なんだよね。

○根本室長 はい、そうです。

○大山専門委員 そうすると、やっぱりアイ・ビー・エムが、もう絶対的に優位なんだよね。

○根本室長 おっしゃるとおりで、これはもう非常に優位な状況になっているというのが。

○大山専門委員 それを今度、努力して競争性を上げようとする、運用技術支援で上げるのか、セットで上げるのかとあるんですけど、その辺はどうかというのが。

○根本室長 これは非常に、我々も全く同じ問題意識を持っておりまして、IT室と今は連携しながら検討しているところなのですが、システム自体を、今はデータセンターにオンプレミスという形で構築されているのですけれども、次のシステム公開のタイミングで、これを可能であればクラウドに移そうと、今、準備を進めております。そうしますと当然、今現在はアイ・ビー・エムがつくり込んだシステムになってございますけれども、より参入しやすい、汎用性の高い形、あるいは機能ごとに異なった方が受注いただけるといった可能性も高まると思っておりまして、今回、ちょっと別の案件にはなるのですけれども、

システム自体をアイ・ビー・エム以外の方が受注しやすい形で再構築するという準備を進めているところです。ですので、今現在は、先生がおっしゃるとおり、もう非常にアイ・ビー・エムが有利な形の状況になってございますので、それは今後は是正していくつもりでおります。

○大山専門委員 済みません。参考までに、そうであればなおのことなのですが、最初にシステムを組むときは競争入札をやったんですよね。

○根本室長 そうですね。

○大山専門委員 それでアイ・ビー・エムは勝っていたんですよね。入札は1者だったんですか。

○諏訪補佐 平成5年のときなので、ちょっと今、手元にないのですが、おそらく1者だったのではないかなという気がします。

○大山専門委員 だとすると、あれだな。情報システムは当然、発注なさる皆さん方のほうから見れば、別にシステムを持ちたいわけではないというのがクラウドの話につながったりするわけですけど、時々、サービス提供が欲しいんだと。それはそのとおりでいいんですけど。

ただ、システムについては、クラウドだから安いと頭から思い込むのはちょっと間違いで、ライフサイクルで考えたほうがいいと思うんです。ずっとクラウドにロックインされていいというのであれば話は別なんですけど、そんなはずはないので、いいわけがないので、答えは言うまでもないことなんですけど。そうすると、例えば五年、十年の期間、そこでやるときに、ライフサイクル全部で考えたときに安くなるかどうかを考えなきゃいけない。だから、最初に入るところが安いからいいなどという話ではなくて、そういうのを見なくてはいけないわけですので、この例で言えば、システムの最初の構築のところ、それから数年間の運用技術支援等の請負という発注、このセットでトータルが下がるかどうか。それで、額が多ければ、それに対して参入してくるところは当然出てくるわけなので、そうすると、ライフサイクルで費用を、最初から発注をかけるというのも1つの方法のはずなんです。その中で初めてクラウドとの戦いが出てきていて、クラウドもやっぱりその意味では、何年間使うということを頭に置いた上で、もともとの目的から照らし合わせて、考え方をちょっと整理なさっていただくのがよろしいのではないかなと思います。

先ほども、別のところで申し上げたのですが、支援業務ではなくて、システムを使ってやる業務、皆さん方が実際にいろんなものの登録をやるときの業務自体が、その業務のや



り方がほかの企業にとってわかるようになっていないと、アイ・ビー・エムを見ていると、ずっと継ぎ足しでやってきたのを全部やられているようなので、ノウハウが全部アイ・ビー・エムに残っている可能性があるわけです。それがほかの会社にもわたるように、理解できるようにしないと、競争性は上がらないということになりますので、クラウドだから競争性が上がるという話ではなくて、クラウドがあって、業務のところは結局、アイ・ビー・エムがとってという、トータルが安くなるかどうかは全くよくわからなくなるということだけは、ちょっと頭の片隅に逆に置いておいていただいた上で検討いただきたいなと思います。

○根本室長 今のお話で、ちょっとご説明させていただきたいのですけれども、確かに先生がおっしゃられたように、2つ今お話しいただいたとっておきまして、1つは、ライフサイクルでコストを見きわめなければいけないということと、あともう一つは、競争性を確保するためにはドキュメントみたいなものが非常に重要だということなのかなと受けとめております。

それで、2つ目の事項につきましては、私どももIT室の皆様も全く先生と同じ問題意識を持っておりまして、今現在は、単にクラウドに移しかえるということではなくて、今現在のシステム、我々の業務手順、プロセスの一つ一つをドキュメント化して、わかりやすい形でほかの事業者に参加いただく土壌をつくろうという取り組みをしているところでございます。それが1点。

あと、もう一つの、クラウドライフサイクルで費用を見きわめるということについても、ぜひそのように検討を進めてまいりたいと考えております。

○井熊主査 ほかはいかがですか。どうぞ。

○小尾専門委員 これについては、大山委員からのお話があったとおり、その辺はやっていただくということですが、結局、クラウドにしようが何にしようが、システムをつくったところが運用支援事業者になってしまったら、競争性が発揮できないということになりますので、いわゆる運用の部分、もちろん業務フローそのものをきちんと可視化してどうするか、その業者に提示するということは必要で、それによって、おそらくシステムをつくるほうの競争性は発揮できると思うわけですが、さらに運用支援という側面から見たときに、いわゆるシステムをつくった人しかできないような形で、運用支援ができないような形にならないように、その運用支援をする側の業務というのがどういうものかというのをもきちんと明示できるようにして、この部分の次の調達の際には、そういうのは示せるよ

うにしていきたいなと思います。

○根本室長 よろしいですか。まさしくそれも、我々、来年度、令和2年度の契約の一部につきましては、全く同じ問題意識で、既存のものを2つに分けて、例えばこちらを受けていると、こちらには手を挙げられませんよといった条件を付すなどして、なるべく多くの方が入れるようにというのは取り組んでおります。あともう一つ、先生がおっしゃられるように、システムを構築した方が支援にも入るというのは、我々、環境を整えた上で、そういったことが、現実のドキュメンテーションなどが整った上で、ぜひそういった条件を付すなど整えてまいりたいと思っております。

○井熊主査 よろしいですか。

今、両先生から非常にいろいろお話がございましたけれど、やはり、このシステムを初めてやったのが平成5年というのは、結構、えっ？ という感じで、四半世紀、もうほとんどレガシーシステム化しているのかなと、聞いていて思いますが、当時、ある意味、ベンダーロックインが当たり前の世界で、こういうものでちゃんと競争を保つには、やはり一番初めにつくるときにどれだけ考えているかということが、その後に影響してくるんだなと思います。

その意味で、やはりこの委員会として、現状の中でどれだけ競争性を上げるかというのを議論するのは大変重要なことなのですが、やはりこの四半世紀の蓄積を、1回の入札でいろいろ声がけをするとか、そういうところでどこまで改善できるかなという部分もやはりあるわけです。その意味で、次回に向けては、ぜひシステム自体をどういう方向で、今のこの四半世紀のベンダーロックから逃れていくか、脱していくかという、その辺をぜひご検討した上で、またいろいろ議論ができればなと思っております。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきたいと思いますが、事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえまして、事業を継続するという方向で監理委員会に報告をお願いします。本日はどうもありがとうございました。

○根本室長 ありがとうございました。

(総務省退室)

((独) 大学入試センター入室)

○井熊主査 それでは続きまして、「業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務」の実施状況につきまして、独立行政法人大学入試センター、事業部事業第三課、木村課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は10分程度でお願いいたします。よろしく申し上げます。

○木村課長 それでは、今ご紹介がありました「業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務」の実施状況について、ご説明させていただきたいと思います。

まず、事業の概要、事業の内容でございます。お手元の資料の中に、冒頭から恐縮でございますが、資料E-2という、横の、カラーのついたポンチ絵が入っているかと思いますが、こちらをあわせて見ていただければと存じます。「今回調達範囲」と赤で囲っている部分の機器の調達・運用支援・保守等を行ったものでございます。

契約期間は平成28年から令和3年。

富士通株式会社を受託事業者でございました。

今回の評価につきましては、平成28年8月1日、事業開始日から、令和元年7月31日の3年間の部分について、実施状況をご説明させていただければと存じます。

「受託事業者決定の経緯」でございますが、受託事業者の決定に際しましては、民間競争入札実施要項に基づきまして行いました。入札参加者1名、1者から提出された提案書に基づきまして、総合評価委員会において審査をした結果、決定したところでございます。

2番とさせていただいております。「確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価」についてでございます。めくっていただきまして2ページ、「評価事項」、「指標」、「実施結果」、「評価」とさせていただいております表でございます。

「評価事項」につきまして、「業務の内容」、イ「システムの稼働率」、ウ「セキュリティ上の重大障害件数」、エ「業務用電子計算機システム運用上の重大障害件数」、オ「目標復旧時間」、カ「サーバ内データの定時バックアップ」、ページが変わりまして、キ「ウイルス定義ファイルの更新」、ク、サービスレベルアグリーメント（SLA）の締結状況。これらにつきまして評価を行いました。

先ほど申し上げましたとおり、「指標」、「実施結果」、「評価」となっている表でございますが、この「実施結果」のところを見ていただきましたとおり、上から100%や0件が並んでおりまして、最終的な評価といたしましては、右側に書かせていただいておりますが、上から順に、「サービスの質は確保されている」、「良好である」、「サービスの質は確保されている」等々とさせていただいております、全て目標としたサービスレベルをクリ

アしていると判断しているところでございます。

続きまして3ページ目の3番、「実施経費の状況及び評価」でございます。実施経費の状況及び評価につきましてですが、市場化テスト前といたしまして、80,645千円と経費を要しておりました。これに対して、市場化導入後、67,920千円となっております。これはいずれも年間の経費でございますが、削減額といたしましては12,725千円、15.8%の圧縮となっております。このことにつきまして、「評価」のところ、削減の効果が認められたといたしまして、経費削減の点で効果があったものと評価してございます。

次に、「民間事業者からの改善提案による改善実施事項等」でございます。民間事業者からは下記の提案がございまして、その実施がありました。その点について業務の改善があるとみなしているところでございますが、具体的には、(1)「信頼性の向上」、障害発生時の対応のために、直接的にユーザーサービスにかかわる機器以外であっても重要なサービスにかかわるサーバ機器のほか、各パーツを冗長化し、可用性を確保する。物理サーバに障害が発生した際でも、サービスを中断することなく他の物理サーバへ移動させ、業務を継続可能な仮想サーバ環境を構築するというところで提案がございまして、実施がありました。

また、「セキュリティ対策強化」といたしまして、シンクライアント端末としてセキュリティ対策にすぐれたシンクライアント専用端末で構成し、情報漏えいなどのセキュリティ事故を未然に防ぐというようなことがございました。

最終、4ページのところでございます。「全体的な評価」といたしまして、本業務については、全期間においてシステムの稼働率が100%であり、またセキュリティ上の重大障害及び業務用電子計算機システム運用上の重大障害は発生していないことから、設定したサービスの質は確保されていると評価できる。また、実施者の創意工夫による改善提案がなされたことで、システムの可用性及びセキュリティ対策の強化が図られたことは評価できる。なお、本業務全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

①実施期間中の受託民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務に係る法令違反行為を行った事案はなかった。

令和2年3月9日に、大学入試センターCIO補佐官及び外部有識者に対して、本業務の実施状況に係る報告の上、点検を実施し、良好である旨の評価を得た。

③民間競争入札の結果、1者応札であり、競争性に課題が残っている。

④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、良好なサービスが達成されたと認められる。

⑤経費について、市場化テスト導入前と比較すると、15.8%の削減効果があった。

「今後の方針」といたしまして、5番の「全体的な評価」を踏まえまして検討したところでございますが、本業務はそもそも市場化テストの導入前におきまして、試験情報系と業務系全ての業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務を一般競争入札として行っておりました。今申し上げました試験情報系というところが、いわゆる別システム。業務系というのが、今、申し上げている、今回の民間競争入札にかかっている部分になるところでございますが、これが1つになって、一般競争入札で行っていくと。それで、そのため受託事業者は、単なる電子計算機器システム用機器借上げ及びその運用支援ではなくて、大学入試センターの試験という専門性の高い知識も要求されていた。

本市場化テストに際しては、専門性が高い部分を切り離して、業務用電子計算機の借上げに特化した。それによって新規事業者の参入を促したというところであったのですが、残念ながら、結果として結びつかず、1者応札という形になってしまっていた。我々としても、競争性にまだ課題が残っていると評価をしている。

今後につきましてですが、競争性の確保というのは非常に重要でありまして、これを確保したいと考えております。具体的には、コンサルタント事業者の活用も視野に入れて、分割している電子計算機システムの業務が、新しい分割の仕方がないのか、もう一度考え直したい。

2番。これをするために、各調達の時期の調整をいたしたい。ここの記載だけですと少しわかりづらくなっているのですけれども、この点を少し補足させていただきますと、試験情報系というものの調達のスケジュールと、業務系、本件の調達とは、今、調達のスケジュールが合致していないというところがございます。今、試験情報系が1年先行している形になってしまっておりまして、これのタイミングを合わせないと切れ目の調整が難しいというところがございます。これを調整したいというのが、②のところでは書かせていただいている内容となります。

①で書かせていただいております調達範囲の整理でございますが、これは、前回やったのが不適切、結果として結びつかなかったということで、決して安直にやったつもりではないのですけれども、他方でやっぱり結果に結びついていないということで、次回は慎重に行っていないといけないと考えております。この新しい調達の範囲を検討するに際し

ては、入札委員会の事務局にも随時相談させていただきつつ、よりよいやり方について検討いたしまして、今後、次回につきましては、競争入札、競争性が担保されるようにやりたい。タイミングが合わない関係がございますので、まずは一般競争入札で、一度、通常の調達を行いつつ、その次は民間競争入札の中でちゃんと効果が出るようにやっていきたいと考えております。

私からの説明は以上となります。

○井熊主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価（案）につきまして、総務省よりご説明をお願いします。なお、ご説明は5分程度でお願いします。

○事務局 事務局よりご説明させていただきます。資料E-1をごらんいただけますでしょうか。

1「事業の概要等」につきましては、先ほど大学入試センターより説明がございましたので、割愛させていただきます。

2「評価」についてでございます。市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保という点において課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要であると考えてございます。

具体的内容でございますが、「確保されるべき質」につきましては、先ほどセンターから説明がございましたとおり、包括的な項目、個別的な項目、全てにおいて、求められている質が確保されていると判断してございます。また、民間事業者から、信頼性の向上、セキュリティの強化についての提案があり、それぞれ改善に寄与したものと考えております。

経費については、市場化テスト実施前は1年当たり8,064万5千円でしたが、市場化テスト実施により6,792万円となっており、15.8%、1,272万5千円減少しており、一定の効果があったものと評価しております。

一方、競争性の確保につきまして、市場化テスト導入に際し、センターから説明がございましたとおり、新規事業者の参入を促す観点から、専門性が高い試験情報系を分離し、汎用性の高い業務用のみを対象といたしましたが、結果として1者応札となっており、課題が残った状況でございます。

「評価のまとめ」といたしまして、今、ご説明いたしましたとおり、質の確保、経費の削減については評価できる一方、競争性の確保について1者応札であったことから課題が認められたと判断し、結果、継続という評価と考えております。

今後についてでございますが、現状のまま市場化テストを継続しても、試験情報系の調

達が先行していることや、試験情報系と業務系の関連性が強いことなどから、競争性の改善が困難であると考えており、コンサルタント事業者等の活用も視野に入れつつ、試験情報系と業務系の一括調達など、調達の範囲を再検討すること、また試験情報系と業務系の契約開始時期の調整を行うことなどについて十分な検討を行った上で、令和8年8月から開始予定の業務を、第2期として市場化テストを実施したい旨、センターから申し出がございました。総務省といたしましても、競争性を確保するため十分に検討を重ねていただきたいと考えており、一時、市場化テストを中断し、申し出のあった時期から第2期の市場化テストを実施することにしたいと考えてございます。

以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見のある委員はご発言ください。どうぞ。

○関野副主査 ご説明ありがとうございました。2点質問させていただきます。1点は、実施の経費、経費節減の話でございますが、見ると、前と同じ業者、富士通ですが、どうして15.8%節減可能だったのかという点が1つ。それから、もう一つは今後の話でございますけれども、令和8年から競争入札を始めましょうということですが、それまでの間は、また一般競争入札に戻してという意味でしょうかという、2点お願いします。

○木村課長 ご回答いたします。

まず経費節減の理由につきましては、どうしても入札の関係ですので、正確なところがわかりかねるのですけれども、そもそものところで、形を変えたというところで、基礎とした数というものと、実際に一応合理性があるところで同じような形で金額をとったはずなのですけれども、おそらくは設計とか、そういうところの一部が正確に切り分けられていなかった可能性もあるのではないかなと考えているところです。結果として、こちらのほうが安く見えてしまっている部分が1つある。もう一つは、頑張っていた可能性があると考えております。

2点目の、令和8年までの入札につきましてですが、こちらについては一般競争入札を考えております。

私からの回答は以上です。

○関野副主査 2点目はいいんですけど、1点目のところだと、前の富士通のときは、試験情報系と業務系とが一緒だったということなのですよ。問題なのは、従前の経費というのは、どうやってはじいたのかなという。8,000万のところなんですけど、そこはわ

かりますか。

○木村課長 私が引き継いでいるところでは、こちらの経費については、いわゆる一般競争入札における落札額そのものではなく、該当箇所になるところとして聞いております。ですので、論理的に、試験情報システムと業務用電子計算機システムを切り分けたと。それで、該当する部分、要は今回、調達範囲……、今回といいますか、業務用計算機システムで、今回、実施状況の評価をさせていただいている部分と、該当する機器部分とを抜き出しまして、内訳書等から該当箇所を抜き出しまして、計算、算出したものとして理解しているんです。ただ、切り分け困難な箇所につきましては、おそらくは比率に基づいて、額の、ハードウェアの機器の比率において単純に分けたというところがあったかと思っています。

他方で、これはほんとうに推測になってしまうのですが、専門知識を要する試験情報システムと、どちらかというと単純なところが、ネットワークシステムである業務用電子計算機システムでは、必要な専門性の程度等が異なっていたために、結果としてこちらのほうが、単純な金額比、物品の金額比率だけで分けてしまった役務部分について、最終的な結果を反映していなかった可能性があるかと推しはかっているところでございます。

○関野副主査 ということですが、時期が1年間ずれているという話だったんですけど、もしかして、トータルすると、前回というか、要するに競争入札する前と大体同じぐらいの金額であった可能性が高いということですか。

○木村課長 そうですね。ちょっとそこについては確認していないので、コメントが困難でございますが。

○関野副主査 ありがとうございます。

○井熊主査 ほかはいかがですか。どうぞ。

○小尾専門委員 資料E-3を見ると、説明会参加者が1者となっているんですけど、実際に業者に対する声かけみたいなことというのは、具体的にどうされたんですか。前回は9者いたのが1者に減っているというような状況なので、通常であれば、いろんな声かけをしてここを増やすという努力をする必要があるとは思いますが、減っているとなると、どういう形で対応されたのかなというのをお聞きしたいのですけれども。

○木村課長 9者につきましては、いわゆる入札を予定した者というよりも、情報を入手するように来られた者、いわゆる代表者以外として入ろうとしている者も入っていたやに聞いておりまして、ここに書いております9者の説明会に参加した方が、いわゆる入札の



意思を持ってきたのでは必ずしもなかったようなことを、もうかなり昔の話になってしま  
うので、平成23年、22年ぐらいの話になってしまうので、あれなのですが、そのよう  
にして聞いてございます。

平成28年で1者しかなかったというところにつきましては、当時の声かけもやってい  
たのですけれども、残念ながら来ていただけなかったやに聞いてございます。実際の説明  
会には来ていなかったのだけれども、一応、資料程度、仕様書ぐらいを取りに来てくださ  
った方は、ほかにも者としてはあったやに聞いてはいるのですけれども、実際に来ていた  
だきたかったのは、それ1者しかなかったと。当時としては、複数者に声かけは行ったと  
聞いてはいるのですけれども、結果に結びつかなかったということを聞いてございます。

○小尾専門委員 わかりました。パブコメの状況とか、すぐわからないかもしれないんで  
すけど、どうだったんですかね。例えば、パブコメで多分1者しか来ないような状況だと、  
説明会も1者しか来ないとか、パブコメが0だったなどという話だと、多分、来ないかな  
という状況になってしまうと思うんですけど。

○木村課長 済みません。パブコメに何者来たかは、今、手元に資料がないのですけれど  
も、仕様書自体については5者、取りに来た会社があった。ただ、説明会までは至らなか  
ったという記録が残っています。

○小尾専門委員 わかりました。ちょっと、次は間があいてしまうかもしれないですが、  
これは、一緒にしたからといって、多分、競争性があるわけではない可能性もあって、ど  
ちらかというと昔に戻るといった感じですよ。ですから、一緒にすれば複数者が出てくる  
ということではなくて、多分、今回というか、今後調達するシステムがどういうシステム  
であるかということをごきちんとして説明して、理解していただいて、できる限り、手を挙げて  
もいいかなと思っていただける会社を増やすという努力をしないと、なかなか、規模を変  
えるとか仕組みを変えるとかいうだけでは多分うまくいかないと思うので、ちょっと随分、  
先になる可能性があります、その辺の工夫をやはりしていただかないと、ちょっと難し  
いかなとは思いますが、ぜひそこは頑張ってくださいと思います。

○木村課長 ありがとうございます。一度、一緒にいたしまして、正しい分け方、参加し  
ていただけるような分け方を模索していくということを考えてございます。場合によつて  
はコンサルティング会社も使うことを視野に入れているのですけれども、そのコンサルタ  
ントを通じて、複数の事業者意見ヒアリングするということがあるかと思えます。そ  
ういったところを通じて、より事業者の入札意向が高まるような取り組みというのができ

るのではないのかなと思っております、いただいた意見を踏まえまして、その部分に注力していきたいと思っております。ありがとうございます。

○大山専門委員 まず最初に簡単な質問からなのですが、資料5の1ページ目の、1の(1)「業務内容」にある、「ソフトウェアの調達(ライセンス契約)のリース契約の代行」とあるのですが、このソフトウェアのライセンス契約をする相手は誰なのですか。

○木村課長 これは、済みません。書き方が少しあれなのですが、いわゆる普通のソフトウェアの調達だにご理解いただければと存じます。ちょっと、ライセンスの取得の相手先によって異なるのですけれども、物によって、ライセンス、何というんですか、いわゆるソフトウェアを買うというのではなくて、利用する権利を手に入れるというようなタイプのものでございます。

○大山専門委員 そこはわかるのですが、この中に富士通は入っていないんですね。

○木村課長 それは入っておりません。

○大山専門委員 それは大丈夫ね。一般的に普通にライセンス契約ができる相手。

○木村課長 そうです。

○大山専門委員 そういうことですか。

○木村課長 そういったものは今回、そこまでは除かれてはいました。

○大山専門委員 そうすると、今言っている業務用電子計算機システムは、ハードウェア以外のソフトウェアは、ウのところは今度、「OS」と書いてあって、OSはいろいろとあり得るのだと思いますが、「ソフトウェアのインストール」と書いてある、このソフトウェアも、自前でつくられている、あるいはどこかの会社が別に持っている、もっとストレートに言うと富士通が持っているソフトを使うということはないんですか。

○木村課長 富士通でないとだめというような仕様にはなっていません。ただ……。

○大山専門委員 というよりも、富士通のソフトウェアを使うとすると、運用支援業務といっても、富士通が中を持っているのでさわれないのではないかという気がするんです。そういうところをちょっと、今回の状況から見ると何となく、ほかの会社が来ないというのは、何か大きな理由があるのかもしれないなと思ったので、そこは確認いただければと思います。

それと、令和8年になるということなので、次に仕様書をお出しいただいて、またこの委員会等で確認いただくようなことになるのだらうと思うんです。ちょっと、8年だと長過ぎて、それよりも本質的で抜本的な対策をどうやったかというのと、それから仕様書を

つくるときの基本的な考え方等に関しては、事前に少し教えていただけるとありがたいなと。そのほうが多分、コメントは、お返ししたときに、実際に本番に向かっては、より効果的なものになるのではないかと期待しますので、ぜひそこをおやりいただけるとという、これはお願いでございます。

○木村課長 まず、ご質問の最初のほうの部分につきましてですが、例えばサーバは、今回納品されたのが富士通だったということもありまして、富士通製のサーバが入ってありました。例えばUSBを使えなくするよとということ仕様を求めていまして、そこで、複数社あるかと思うのですけれども、例えばSkyのものでありますとか、日立も似たような商品をつくっている。ただ、今回、富士通製だったので、Portshutterみたいな、富士通製のやつについてきたようなものが入ってございました。そういった意味でいきますと、富士通製のソフトウェアも入ってはいますけれども、他社製品でも利用可能なものであったかと理解しています。今回、この結論といいますか、8年後としたいという案をつくるときに、改めて物品は確認いたしましたのですけれども、いわゆる富士通社製でないとだめなような、富士通以外のつくっていないようなソフトウェアというのは、導入がなかったと認識しておりますが、もう一度、念のために今後、確認していきたいと思っております。

また、ご指摘を今いただきました、次に向けてなのでございますが、ここは難しい。次にちょっと間違いがあると、また何のための時間だったんだというところはあるかと思っております。これにつきましては、まずは事務局とよくネゴシエーション、調整させていただきまして、考え方に誤りがないかというのは随時確認しながら進めていきたいなと思っております。私も、今回いただいた時間を有意義に使いまして、次の民間競争入札に際しましては、ちゃんとした競争性が担保できるようにしていきたいと考えております。

○井熊主査 ほかはよろしいですか。

今、皆さん、抜本的に見直して臨むために、これは5年契約なので、その次に関しては準備が十分できないので、その次に対応させてほしいという、その考え方は理解します。

ただ、やはりこの委員会でやっていったときに、例えば次に大きなシステムの更改時期があるので、そこで調達の抜本的な見直しをすとか、何かそういう将来のマイルストーンというのが明示されて、それでしばらく随契でいきますとか、一般競争入札でいきますというケースはあるんです。ただ、その意味で、これからどういう方針でシステムをつくるのか全くわからない形で、次を休んで、その次というのは、私の知る限り初めてのケースかなと思っております。その意味で、今、大山先生が言われたように、一回、6年という

のは、ちょっとあまりにも長いなと思いますので、後で事務局とも相談しますが、  
どういう形で、次に競争性が期待できる調達というのをやるのかという、そのコミュニケ  
ーションの方法についてまた相談させていただければと思います。

そういったことを前提としまして、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていた  
だきたいと思いますが、事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 1点、先ほど小尾先生からご質問のございましたパブリックコメントの件でござ  
いますが、当時につきましては2者から18件の意見が出ております。その他、ござい  
ません。

○井熊主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえまして、1回休み  
ますけれど基本的には継続というような形で監理委員会に報告するようお願いします。

本日はどうもありがとうございました。

((独) 大学入試センター退室)

— 了 —